

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 10 月 6 日 (火) 第 147 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告 示

- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 1
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地整備課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 4
- 道路の位置指定 (2件) (北薩地域振興局取扱い) 4
(始良・伊佐地域振興局取扱い) 4

公 告

- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (管財課取扱い) 5
- 一般競争入札公告 (管財課取扱い) 6

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 8

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 872 号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和28年法律第35号) 第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令 (昭和51年政令第198号) 第11条第3項の規定により、令和2年7月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和 2 年 10 月 6 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

安全性に関する検査

製造事業場等の名称, 法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造 (輸入) 年月	試験項目	違反の内容
日本農産工業 (株) 志布志工場 6020001015642 (志布志市)	鹿 児 島 サ ン ク ス 運 輸 (有) 9340002025151 (鹿屋市)	ぶり類育成用配合飼料	I Y O S U I ハマチ6.5P	令和 2.7	重金属－カドミウム, 鉛	無
		ぶり類育成用配合飼料	I Y O S U I ハマチ夏仕様18P	2.5	重金属－カドミウム, 鉛	無

注 違反の内容の欄には、認められた違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載してある。

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称, 法人番号 及び所在地	収 去 場 所 及 び 法 人 番 号	飼料の名称	製 造 (輸 入) 年 月	試 験 項 目	違 反 の 内 容
錦 江 湾 飼 料 (株) 鹿 児 島 工 場 9340001001277 (鹿 児 島 市)	同 左	NMG 3	令 和 2 . 7	栄 養 成 分 等 - 粗 た ん 白 質 , 粗 脂 肪 , 粗 繊 維 , 粗 灰 分 , カ ル シ ウ ム , リ ン	無
		NMG 6	2 . 7	栄 養 成 分 等 - 粗 た ん 白 質 , 粗 脂 肪 , 粗 繊 維 , 粗 灰 分 , カ ル シ ウ ム , リ ン	無
		NMG H	2 . 7	栄 養 成 分 等 - 粗 た ん 白 質 , 粗 脂 肪 , 粗 繊 維 , 粗 灰 分 , カ ル シ ウ ム , リ ン	無
マ ル イ 飼 料 (株) 飼 料 工 場 7340001011831 (出 水 市)	同 左	成 鶏 飼 育 用 配 合 飼 料 マ ル イ 印 成 鶏 用 フ ェ ー ズ N O . 2	2 . 7	栄 養 成 分 等 - 粗 た ん 白 質 , 粗 脂 肪 , 粗 繊 維 , 粗 灰 分 , カ ル シ ウ ム , リ ン	無
		ブ ロ イ ラ ー 肥 育 後 期 用 配 合 飼 料 マ ル イ 印 元 気 ブ ロ イ ラ ー G マ ッ シ ュ	2 . 7	栄 養 成 分 等 - 粗 た ん 白 質 , 粗 脂 肪 , 粗 繊 維 , 粗 灰 分 , カ ル シ ウ ム , リ ン	無
		ブ ロ イ ラ ー 肥 育 後 期 用 配 合 飼 料 マ ル イ 印 元 気 ブ ロ イ ラ ー S マ ッ シ ュ	2 . 7	栄 養 成 分 等 - 粗 た ん 白 質 , 粗 脂 肪 , 粗 繊 維 , 粗 灰 分 , カ ル シ ウ ム , リ ン	無
(株) イ リ オ ス 通 商 顕 娃 工 場 4340001000102 (南 九 州 市)	同 左	サ ン コ ウ 魚 粉	2 . 7	栄 養 成 分 等 - 粗 た ん 白 質 , 粗 灰 分	無
(株) ガ イ ア テ ツ ク 吉 田 工 場 5340001008581 (鹿 児 島 市)	同 左	ア ラ ゴ フ ィ ー ド	2 . 7	栄 養 成 分 等 - 粗 灰 分 , カ ル シ ウ ム , リ ん	無

注 違 反 の 内 容 の 欄 に は , 栄 養 成 分 等 の 表 示 量 に 対 し て 過 不 足 が あ っ た 場 合 は そ の 成 分 名 ,
試 験 値 及 び 過 不 足 の 量 を , 原 材 料 に つ い て 違 反 が あ っ た 場 合 は そ の 内 容 を 記 載 し て あ る 。

鹿 児 島 県 告 示 第 873 号

土 地 改 良 法 (昭 和 24 年 法 律 第 195 号) 第 89 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り , 土 地 改 良 事 業 県 営 畑
地 帯 総 合 整 備 (担 い 手 支 援 型 , 一 般) 第 四 曾 於 北 部 地 区 杣 比 野 換 地 区 の 換 地 計 画 を 定 め た の で ,
関 係 書 類 を 次 の と お り 縦 覧 に 供 す る 。

な お , こ の 決 定 に 不 服 の あ る 者 は , 縦 覧 期 間 満 了 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 15 日 以 内 に , 鹿 児
島 県 知 事 に 対 し て 審 査 請 求 を す る こ と が で き る 。

令 和 2 年 10 月 6 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 縦 覧 書 類 の 名 称
換 地 計 画 書 の 写 し
- 2 縦 覧 期 間
令 和 2 年 10 月 7 日 か ら 同 年 11 月 4 日 ま で
- 3 縦 覧 場 所

曾於市財部支所産業振興課

鹿児島県告示第874号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年10月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月6日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	竜郷奄美空港線	奄美市笠利町大字用安字神ノ子1311番7地先から1311番10地先まで	前	10.8～42.7	121.2
			後	20.8～39.1	121.2

鹿児島県告示第875号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年10月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月6日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	竜郷奄美空港線	奄美市笠利町大字用安字神ノ子1311番7地先から1311番10地先まで	令和2年10月6日

北薩地域振興局告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和2年10月6日

北薩地域振興局長 伊村秀己

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ターゲット体力運動能力開発ラボ TURTLEKIDS	薩摩川内市隈之城町14番地1	株式会社ケイ・ティ	薩摩川内市御陵下町5番26号	塚元憲一郎	令和2年5月1日	児童発達支援
ハピネス	薩摩川内市尾白江町3760番地1	合同会社ハピネス	薩摩川内市尾白江町3760番地1	福山 雅美	令和2年5月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
児童発達支援センタークオラバンビーノ	薩摩郡さつま町轟町35番地40	社会福祉法人クオラ	薩摩郡さつま町船木2315番地1	松下 兼一	令和2年7月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育

						所等訪問 支援
放課後キッズイ ンステップ	阿久根市波留 1312-1	一般社団法人み らい阿久根	阿久根市赤瀬川 4161番地1	宮元 武司	令和2年 7月1日	放課後等 デイサー ビス
発達支援センタ ーコメント2	薩摩川内市高江 町654番地1	株式会社エルア クト	鹿児島市紫原四 丁目4番2号	諏訪 洋一	令和2年 9月1日	児童発達 支援

北薩地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和2年10月6日

北薩地域振興局長 伊村秀己

事業所		申請者			指定年月 日	障害福祉 サービス の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ちょこっと	薩摩川内市水引 町6851番地10	合同会社情熱家	薩摩川内市水引 町6851番地10	本村 修	令和2年 5月1日	就労継続 支援B型
指定共同生活援 助事業所花きり ん	薩摩川内市中郷 町字毛谷4883番 1	医療法人樟南会	薩摩川内市中郷 一丁目1番7号	宮ヶ原俊郎	令和2年 5月1日	共同生活 援助
特別養護老人ホ ームつきみ園	薩摩川内市祁答 院町上手500番 地8	社会福祉法人三 蔵会	薩摩川内市祁答 院町上手500番 地7	川田 篤子	令和2年 6月1日	短期入所

北薩地域振興局告示第11号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年10月6日

北薩地域振興局長 伊村秀己

指定の年 月日	申請者の住所及び 名称並びに代表者 の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和2年 9月8日	出水市中央町566 番地 ももさわ不動産管 理株式会社 代表取締役 百澤大伍	出水市中央町1044番2及 び1062番4	126.03	4.11~6.05

始良・伊佐地域振興局告示第29号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年10月6日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

指定の年 月日	申請者の住所及び 名称並びに代表者 の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和2年 9月11日	鹿児島市荒田一丁 目40番14号	始良市西餅田字伊藤山 3342番49	34.56	4.82

株式会社ルームコ ンサルティング 代表取締役 溝口 建造			
---------------------------------------	--	--	--

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 2 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 2 年 10 月 6 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 調達をする物品等の種類
物品の購入（OA 機器類）
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和 52 年鹿児島県告示第 166 号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
令和 2 年 10 月 6 日から同月 20 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
 - (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
 - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和 4 年 9 月 30 日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 10 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

タブレットパソコン 948 台

(2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和 52 年鹿児島県告示第 166 号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 15 年鹿児島県告示第 416 号）第 3 条又は第 4 条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3828

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 2 年 10 月 6 日から同月 20 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額

を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和 2 年 11 月 16 日 午前 11 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 2 年 11 月 16 日 午後 2 時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 8 階）会議室 8-出-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3828
ファックス番号 099-286-5643

13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Tablets Keyboards Included:948Units

- (2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

- (3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

11:00 a.m. 16 November 2020

- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3828

FAX 099-286-5643

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第102号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和

60年国家公安委員会規則第 4 号) 第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 10 月 6 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 甲鉄城のカバネリ G E E	株式会社銀座	0P0848
ぱちんこ遊技機	P A フィーバー真花月 2 Y	株式会社三共	0P0815
ぱちんこ遊技機	P フィーバータイガーマスク W R	株式会社三共	0P0902
ぱちんこ遊技機	P ぱちんこウルトラセブン超乱舞 K 4	京楽産業. 株式会社	0P0862
回胴式遊技機	S モンスターハンターワールド Z I	株式会社エンターライズ	0S0948